

<報道発表資料>

.....

令和元年5月30日

平成30年度の労働相談の状況について

埼玉県では、労働問題全般に関する相談を受け付け、労働者や使用者の方に課題や疑問の解消に向けた適切なアドバイスを行う労働相談を実施しています。平成30年度の相談状況を取りまとめましたので公表します。

●特色

・相談件数の増加に歯止め

平成30年度の相談件数は5,477件で、前年度と比べて8.3%、495件の減少となり、相談の増加傾向に4年ぶりに歯止めがかかりました。

●概要

相談内容では、上司からのパワーハラスメントや同僚からのいじめなど「職場の人間関係」に関する相談が前年度より減少しているものの、3年連続で最も多くありました。

次いで、給与の未払などの「賃金」に関する相談や人手不足を背景に労働者の退職を認めないなどの「退職、退職金」に関する相談が多くなっています。

【主な相談項目別件数（上位5項目）】

①職場の人間関係	782件	(平成29年度)	912件
②賃金	643件	(同)	796件
③退職、退職金	635件	(同)	657件
④労働時間、休日・休暇	442件	(同)	578件
⑤解雇、退職勧奨	417件	(同)	551件

【相談者の内訳】

正規労働者	2,471 件	(全体の 45.1%)
非正規労働者	2,225 件	(同 40.6%)
使用者	145 件	(同 2.7%)
その他(求職活動中など)	636 件	(同 11.6%)

【相談方法別件数】

電話	4,844 件	(全体の 88.4%)
来所	316 件	(同 5.8%)
電子メール	314 件	(同 5.7%)
その他(郵便等)	3 件	(同 0.1%)

(参考)

- ・ 相談件数の推移、内容別相談件数
- ・ 相談事例
- ・ 埼玉県労働相談センターの概要

(参考)

1 相談件数の推移

年 度	相談件数
平成 26 年度	4,604 件
平成 27 年度	5,466 件
平成 28 年度	5,814 件
平成 29 年度	5,972 件
平成 30 年度	5,477 件

2 内容別相談件数

相談内容	平成30年度			平成29年度	
	相談件数	構成比 (%)	前年度比	相談件数	構成比 (%)
労働組合及び労使関係に関する事	19	0.4%	△54.8%	42	0.7
労働条件に関する事	2,729	49.8%	△16.0%	3,247	54.4
就業規則	57	1.0%	△19.7%	71	1.2
賃金	643	11.7%	△19.2%	796	13.3
労働時間、休日・休暇	442	8.1%	△23.5%	578	9.7
安全衛生	65	1.2%	10.2%	59	1.0
解雇、退職勧奨	417	7.6%	△24.3%	551	9.2
退職、退職金	635	11.6%	△3.3%	657	11.0
その他（労働条件の明示義務等）	470	8.6%	△12.1%	535	9.0
雇用に関する事	312	5.7%	△3.7%	324	5.4
職業能力開発に関する事	2	0.04%	△50.0%	4	0.06
勤労者福祉に関する事	411	7.5%	△7.8%	446	7.5
労働保険	368	6.7%	△14.6%	431	7.2
その他（福利厚生、年金等）	43	0.8%	286.7%	15	0.3
男女雇用機会均等に関する事	66	1.2%	△26.7%	90	1.5
外国人労働者問題に関する事	4	0.1%	△20.0%	5	0.08
その他の問題に関する事	1,934	35.3%	6.6%	1814	30.4
職場の人間関係	782	14.3%	△14.3%	912	15.3
その他（業務請負、各種問合せ等）	1,152	21.0%	27.7%	902	15.1
合 計	5,477		△8.3%	5,972	

(相談事例)

○事例 1 (職場の人間関係)

製造業に勤務する男性からの相談。上司から長時間の執拗な叱責を繰り返し受け、その上で仕事を取り上げられたことで体調を崩し、仕事に行けなくなっている。

○事例 2 (賃金)

教育関係で働く女性からの相談。給与の遅配が続き、最近の2か月分も給与支払日に支払われず、その後に示された支払約束日になっても支払いがされていない。

○事例 3 (退職)

介護施設で働く女性からの相談。体調に不安があることから退職を申し出ているが、後任者の採用ができないとして退職を認めてもらえない。

○事例 4 (休日・休暇)

医療関係事業所の使用者からの相談。パートタイムで働いている人にも4月から年次有給休暇を付与しなくてはならないと思うが、何日付与すればいいのか知りたい。

○事例 5 (ダブル・ワーク)

本業のほかに時間外にアルバイトをしている女性からの相談。アルバイトの仕事中に負傷し、労災保険の休業補償が給付されたが補償額はアルバイトの賃金に対するものであるため本業の部分が補償されず、収入が減ってしまった。

* 相談内容はプライバシー保護のため、事業所及び個人を特定されないようになっています。

●埼玉県労働相談センターの概要

○埼玉県労働相談センター

・場 所 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 県庁第 2 庁舎 1 階

・電話番号 048-830-4522（直通）

・電話相談：月～金曜（年末年始・祝日等を除く。）

午前 9 時～午後 5 時

（受付）午前 9 時～午後 4 時 30 分

・面接相談：月～金曜（年末年始・祝日等を除く。）

午前 9 時～午後 5 時

（受付）午前 9 時～午後 4 時

※ 弁護士による特別労働相談（毎週火曜日・金曜日午後：面談、要予約）、
産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談（毎週水曜日午後：面談、要予約）も行っていきますのでご利用ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/rodo/rodosodan/>

○SNS による情報提供

・ツイッター https://twitter.com/sai_rodosodan

・フェイスブック <https://www.facebook.com/pref.saitama.rodosodan/>